濃度限度

濃度限度 のうどげんど

　放射線関係法令で定められている非密封放射性同位元素取扱施設における空気中または水中に含まれる放射性同位元素の濃度上限を濃度限度という（許容濃度ともいう）。わが国では、放射線取扱施設内の人が常時立入る場所の空気中濃度限度および排気または排水に係わる濃度限度が、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（科学技術庁告示）」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく許容被曝線量等を定める件（通産省告示）」において定められている。

＜登録年月＞
1998年01月